

八五

電報ノ連續ニ對シテハ、R次ニ受信シタル電報數竝連續ノ最初及最終ノ番號ヲ送ルモノトス 例ハ、R 5 436 440ノ如シ

二、船舶局ニ於テ傳送上使用シ得ル電波長左ノ如シ

六百「メートル」及三百「メートル」

六百「メートル」ヲ通常電波長トス

特別ノ場合ニ於テ且船舶局ノ屬スル主管廳ノ認可ヲ受ケ六百「メートル」ニ滿タサル他ノ電波長ヲ使用スルコトヲ得

傳送ノ爲六百「メートル」ノ電波長ヲ使用スルコト物質上不可能ナル小噸數ノ船舶ニ付テハ單ニ三百「メートル」ノ電波長ヲ使用スルコトヲ許可スルコトヲ得

國際無線電信業務規則第三十五條ノ場合ニ於テハ船舶局ハ千八百「メートル」ノ電波長ヲ使用スルコトヲ得

國際無線電信業務規則第三十五條ノ場合ニ於テハ一定ノ條件ノ下ニ船舶局ハ無線電報ヲ最近ノ海岸局ニ傳送スヘキ原則ノ例外トシテ一層距リタル海岸局ニ之ヲ行フコトヲ得ル場合ナリ

英文和譯

一、彼ノ人ガ私ニ吳レタ用紙ニ電報ヲ書キマス

二、書體明瞭ナラザリシ爲メニ誤謬ヲ生ジタリ

三、米國行電報ハ大遲延ヲ免レズ

和文英譯

1. We expect to arrive at your port by this evening.

2. The receipt of the telegram has not come yet.

八六 八七 八八 八九 九〇

500 miles

11/30000

九六

第七回

無線電信法規

内國ノ部

一、私設無線電信ノ機器及其ノ裝置ハ特ニ遞信大臣ニ於テ指定スル場合ヲ除クノ外左記各號ニ適合スルモノナルコトヲ要ス

(イ) 機器ハ一分時ニ片假名八十字歐文二十語以上ヲ送受シ得ルモノナルコト

(ロ) 受信機ハ百乃至一千八百「メートル」ノ電波長ヲ以テ傳送スル通信ヲ受ケ得ルモノナルコト

(ハ) 振動電路ニ供給スル電力ヲ晝間所要通過距離ニ應ジ左ノ標準(變壓器ノ一次捲線又ハ之ニ相當スル場所ニ於テ測定シタルモノ)ヲ超過セサルコト

晝間所要通過距離

電力

五分ノ一「キロボルトアムペア」以下

二百海里

二分ノ一

三百海里

同

四百海里

同

五百海里

同

(ニ) 電波ハ純粹ニシテ衰滅ノ僅少ナルコトヲ要シ其ノ波長ハ百乃至一千八百「メートル」ノ間ニ於テ別ニ指定スル所ニ從ヒ之ヲ使用シ得ル裝置ヲナスコト

尙國際條約ノ關係上船舶無線電信ハ補助無線電信設備ヲ有スルコトヲ要ス補助設備ハ固有電源ヲ有シ即時ニ運用セラレ少クとも六時間使用セラレ得ルコトヲ要シ

又第一種ノ船舶ニ付テハ八十海里、第二種ノ船舶ニ付テハ五十海里ノ最低限通過

九七

距離ヲ有ネルコトヲ要ス

二、無線通信監視局ノ指示ハ無線電信法ニ基キテ爲ス處分ナリ故ニ之ニ違反シタルトキハ無線電信法第九條ニ依リ遞信大臣ハ其ノ無線電信ノ許可ヲ取消シ又ハ其ノ使用ヲ停止スルコトヲ得ヘシ

九八

又遞信大臣ハ無線通信監視局ノ指示ニ從ハサル通信従事者ニシテ其ノ職務ヲ行フニ不適當ナリト認ムルトキハ之ヲ解任ヲ命スルコトアルヘシ

三、(船舶遭難通信)ヲ感受シタル場合ハ通信ヲ中止シ直ニ之ニ應答シ遭難ノ船舶名稱、位置、狀況其ノ他救助ニ必要ナル事項ヲ救助上最モ便宜ノ位置ヲアル他ノ無線電信ニ通報スルモノトス尤モ其ノ遭難通信ニ特ニ通報先又ハ通報事項ノ指示アリタル場合ハ之ニ從オモトス

限リ前記ノ應答措置ヲ爲スモノトス

九九

外國ノ部

一、左記事項ヲ左ノ順序ニ記載スルモノトス

第一、受信人名又ハ其ノ稱號必要アラハ補足事項ヲ之ニ添フ

第二、局名録第一欄ニ掲載セラルル如キd船舶名

第三、局名録ニ掲載セラルル如キc海岸局名

二、被呼局カ直ニ送信又ハ受信ヲ爲スコトヲ得サル場合ハ概定ノ可待時間ヲ呼出局ニ通知スルモノトス

英文和譯

一〇一

一、電報ガ大西洋經由デ倫敦ヘ著クニ幾日カカリマスカ

二、局ノ時計ハヨク合ツテキマス、唯卷クノヲ忘レタトキ止マルダケデス

和文英譯

一〇三

1. It is a fine weather, but the sea is running high.

一〇四

2. Wait for two hours, I am busy with another station now.

第八回

無線電信法規

内國ノ部

一、特ニ遞信大臣ヨリ指示セラレタル場合ノ外左記ニ依ルヲ要ス

呼出ヲ爲サムトスルトキハ之ニ先チ受信機ヲ最良ノ感度ニ調整シ他ノ通信中ナリヤ否ヲ確ムヘシ若通信中ナルトキハ其ノ終了後ニ非サレハ呼出ヲ爲スヘカラス

呼出ヲ爲ストキハ始信符號———ヲ送り對手者ノ呼出符號ヲ三回反覆シ次ニ前置符號———ヲ送り自己ノ呼出符號ヲ三回反覆スヘシ

被呼者應答スルトキハ始信符號———ヲ送り呼出者ノ呼出符號ヲ三回反覆シ次ニ前置符號———ヲ送り自己ノ呼出符號及可送符號———ヲ送ルヘシ探呼符號ニ依ル呼出ニ應答スル場合亦同シ

呼出ヲ爲スモ對手者ノ應答ナキトキハ更ニ二分間ノ間隔ヲ以テ順次三回反覆シ尙應答ナキトキハ十五分間ヲ經タル後更ニ同一方法ニ依リ呼出ヲ爲スヘシ

自己ノ通達距離内ニ在ル無線電信ヲ知ラントスルトキハ探呼符號———

———ヲ用キ前記呼出方法ニ準シ呼出ヲ爲スヘシ

二、船舶遭難通信ヲ受信シタル場合ハ通信ヲ中止シ直ニ之ニ應答シ遭難ノ船舶名稱、位置狀況其ノ他救助ニ必要ナル事項ヲ救助上最モ便宜ノ位置ニアル他ノ無線電信ニ通報スルモノトス尤モ其ノ遭難通信ニ特ニ通報先又ハ通報事項ノ指示アリタル場合

ハ之ニ從フモノトス

船舶危急符號……ノ一連續ノ終ニ對手無線電信ノ指定アルトキハ其ノ  
應答ナキトキニ限リ前記ノ應答措置ヲ爲スモノトス

三、第一級第二級第三級ニ區別ス其ノ從事シ得ル範圍左ノ如シ

第一級 無線電信法第二條ニ依リ施設シタル各種私設無線電信ノ通信ニ從事シ得

第二級 無線電信法第二條ニ依リ施設シタル各種私設無線電信（電信官署トノ間ニ電報ヲ  
送受スル目的ヲ以テ施設シタル私設無線電信ニシテ和文通信ヲノミ爲スモノハ之  
ヲ含ムモ和歐文通信ヲ爲スモノハ之ヲ含マズ）ノ通信及電信官署トノ間ニ電報ヲ  
送受スル目的ヲ以テ施設シタル私設無線電信ニシテ和歐文通信ヲ爲スモノノ通信  
ノ補助ニ從事シ得

第三級 無線電信法第二條ニ依リ施設シタル各種私設無線電信ノ通信ノ補助ニ從事シ得尤  
モ機器實驗専用私設無線電信ニ就テハ其ノ通信ニ主任トシテ從事シ得

外國ノ部

一、至急

照校

電信受信報知

別使

同文三通

D

PC

XP

XPX

TM3

二、海岸局ハ應答ニ際シ自己ノ有スル無線電報カ通常ノ長サナルトキハ十二通ヲ有ス

ル旨電報カ特別ノ長サナルトキハ其ノ語數ヲ示シ尙五通連送ノ方法ニ依リ先ツ以テ  
自局ヨリ送信ヲ開始スヘキ旨ヲ通知シタル後傳送ヲ始ムルモノトス

英文和譯

一、井上サンニ電話ヲ掛ケタイノデス、何番ヘ掛ケルノデスカ

二、(イ) 課金事務報

(ロ) 經過線路名

(ハ) 受信證

(ニ) 遭難ノ呼出

(ホ) 線ハ官報デ輻輳シテ居ル

和文英譯

1. One dollar of American gold is converted into two yen Japanese currency.

2. There is a steamer leaving Yokohama for America on or about the 10 th instant.

第九回

無線電信法規

內國ノ部

一、私設無線電信ニ對シ特ニ定メラレタル符號ハ左ノ如シ

私設傳信符號

私設復信符號

無線通信監視符號

私設傳信符號ハ電信官署ニ於テ其ノ無線電信通達距離内ニ於ル總テノ私設無線電信  
ニ依ル通信ヲ停止セムトスルトキ發信スルモノニシテ之カ發信アリタルトキハ私設

無線電信ハ私設復信符號ノ發信アル迄通信ヲ停止スヘキモノトス  
無線通信監視符號ハ無線通信監視局ニ於テ私設無線電信ノ通信ニ關シ相當指示ノ必要アルトキ自局呼出符號ニ冠シ一般通信ト區別スルモノナリ

二、私設無線電信ノ使用ヲ制限セラルル場合左ノ如シ  
（イ）公安維持上必要ノ場合

主務大臣ハ公安ノ爲必要ト認ムルトキハ私設無線電信ノ使用ヲ制限、停止又ハ其ノ機器附屬具ノ除却ヲ命スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ主務大臣ハ當該官吏ヲシテ機器附屬具ニ封印ヲ施シ又ハ之ヲ除却セシムルコトヲ得ヘシ

（ロ）取締上必要トスル場合

私設無線電信ノ施設者無線電信法、同法ニ基キテ發シタル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ其ノ無線電信ノ使用ヲ停止スルコトヲ得ヘシ

（ハ）施設目的外通信ノ禁止其他ノ制限

（一）規定又ハ隨時命令セラルルコトアルヘキ電力又ハ使用電波長ノ制限内ニ於テ私設無線電信ヲ使用スルコト但シ船舶遭難通信又ハ航行上ノ危険警戒ニ必要ナル通信ニ當リテハ特ニ之等ノ制限ヲ超過スルコトヲ妨ケス

（二）私設無線電信ハ檢定證書ノ交付ヲ受ケタル後ニ非サレハ其ノ使用ヲ開始シ得サルコト

（三）私設無線電信ノ使用ハ左記ニ從フヘキコト但シ船舶遭難通信又ハ航行ノ警報通信ニ當リテハ此ノ限りニ非ス

（一）無線電信ニ依ル公衆通信又ハ軍事通信ニ支障ナキトキニ限ルコト

（二）船舶ニ施設シタルモノノ使用ハ航行中ニ限ルコト

（三）實驗ニ專用ノ目的ヲ以テ施設シタルモノノ使用ハ他ノ無線電信ノ通信ニ

支障ナキトキニ限ルコト

（四）私設無線電信ノ通信ハ「モールス」符號ニ依リ其ノ方法ハ規定又ハ特ニ指示セラルル方法ニ遵フヘキコト

外國ノ部

二二六

一、呼出ニ使用スヘキ電波長ハ被呼局ノ通常電波長ヲ以テスヘキヲ原則トス通常電波長ハ船舶局ハ六百「メートル」、海岸局ハ六百「メートル」又ハ三百「メートル」ナリ  
業務規則第三十五條第二項ニ依リ千八百「メートル」ヲ以テ通信スル場合ハ同電波長ヲ以テ呼出キスヘキモノトス又小噸數ノ船舶ニシテ單ニ三百「メートル」ノ電波長ノミヲ使用スルコトヲ許サレタルモノニアリテハ呼出ノ爲ニ六百「メートル」ヲ使用セサルコトヲ得

二、（イ）探呼符號

（ロ）可送符號

（ハ）可待符號

（ニ）字下線（語辭又ハ文章ノ一部ノ前及後）

（ホ）歸除線

英文和譯

一、船舶事務ニ關スル通信以外ノ電報ハ此ノ局デハ取扱ハナイ

二、若シ TOC (落石局)ガ貴局ト通信スルトキハ何卒當船ハ西方へ通過シタト同局へ知ラセテ下サイ

三、君ノ時計デハ何時デスカ

四、私ガ呼出スマデ待ツテ下サイ

和文英譯

二二七

二二八

- 1. I have not yet communicated with any ship since I left Yokohama.
- 2. The English steamer "A" entered into communication with this station yesterday.
- 3. My ship is at a point 2000 miles from Hawaii.
- 4. I have nothing for you. Send yours if any.

第十回

無線電信法規

内國ノ部

〇、抑モ私設無線電信ハ無線電信法第二條ニ依リ一定ノ目的ヲ以テ施設シタルモノニシテ之等目的ノ外ニ私設無線電信ヲ使用スルコトハ法ノ嚴禁スル所ナリ唯左ノ公益通信ニ限リ目的外使用ヲ許サレアルモノトス

(イ) 船舶遭難通信及航行警報通信

(ロ) 氣象及時刻ノ承合又ハ機器調整ノ爲他ノ無線電信トノ間ニ交信ヲ必要トスルトキ

(ハ) 無線電信機ヲ裝置スル電信官署ノ指示ニ從ヒ之ト交信ヲ必要トスルトキ

(ニ) 軍事通信ノ必要ニ依リ軍用無線電信トノ間ニ交信ヲ必要トスルトキ

故ニ船員ノ個人用通信ノ爲ニ私設無線電信ヲ使用シ得ルヤ否ヤ決定スルニハ該通信カ私設無線電信施設ノ目的内ノ通信又ハ規定ニ依ル目的外通信ニ該當スルヤ否ヤヲ考察スルヲ要ス

而シテ船員ノ個人用通信ハ前記公益通信タル目的外通信ニ該當セサルハ明カナリト謂フヘシ然ラハ目的内通信ニ該當スルヤ否ヤ先ツ左ニ無線電信法第二條ニ依ル船舶私設無線電信施設ノ目的ヲ仔細ニ考究セシ

船舶私設無線電信施設ノ目的ハ左記各號ノ外ニ出テス

- (イ) 航行ノ安全ニ備フル目的
  - (ロ) 同一人ノ特定事業ニ用ウル船舶相互間ニ於テ其ノ事業ノ用ニ供スル目的
  - (ハ) 電報送受ノ爲電信官署トノ間ニ施設者ノ専用ニ供スル目的
  - (ニ) 陸地船舶間ニ於テ同一人ノ特定事業ニ用ウル目的
  - (ホ) 無線電信又ハ無線電話ニ關スル實驗ニ専用スル目的
  - (ヘ) 其ノ他主務大臣ニ於テ特ニ私設無線電信施設ノ必要アリト認メタル目的
- 前記イ、ロ、ニ、ホノ各號ノ目的ハ個人用通信ヲ認メサルヲ以テ議論ノ餘地ナシト雖(ハ)及(ヘ)ニ就テハ理論上必シモ個人用通信ヲ目的トスルコトナシト謂フコト得ス例ヘハ當該船員ニシテ電報送受用私設無線電信ノ施設者タラハ其ノ個人用通信ヲ電信官署ト送受スルモ(ハ)ノ目的ニ反セサルヘシ然レトモ事實ニ於テ如斯私設無線電信ハ許可セラレサルヲ以テ船員ノ個人用通信ノ爲ニ私設無線電信ハ使用シ得サルモノナリト謂ハサルヘカラサルナリ唯私設無線電信ノ多クハ公衆通信ニ供用セラルルヲ以テ此ノ場合ニ於テハ公衆電報トシテ船員ノ個人用通信ノ取扱ヲ爲シ得ルモイナリ然ルニ公衆電報ノ取扱ハ(私設無線電信トシテ)使用ニアラサルコト勿論ナリテ要スルニ船員ノ個人用通信ノ爲ニ私設無線電信ヲ使用スルコトハ目的外使用トシテ法ノ禁止スル所ナリ

二、報告事項左ノ如シ

(イ) 外國領水内ニ於テ特ニ無線電信ノ裝置及使用ヲ制限セラレタルトキ但シ其ノ制限カ告示セラレタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

(ロ) 船舶遭難通信又ハ航行警報通信ヲ爲シタルトキ

(ハ) 無線電信法及之ニ關スル規定ニ違反シタル私設無線電信又ハ外國無線電信ヲ

一四三

リト認ネタルトキ

(ニ) 無線電信ノ効果其ノ他ニ關シ特ニ參考トナルヘキモノアリト認メタルトキ

三、(イ) 船舶危急符號  
私設無線電信ニ依リ船舶遭難通信ヲ發信スルトキハ該符號ヲ短少ナル間隔ヲ以テ適宜反覆シ次ニ遭難ノ船舶名稱、位置、狀況其ノ他救助ニ必要ナル事項ヲ傳送スルモノトス而シテ若シ指定無線電信ニ對シ通信セムトスルトキハ該符號ノ一連續ノ終ニ其ノ呼出符號ヲ附スルモノトス

私設無線電信ニ於テ右通信ヲ認識シタルトキハ總テノ通信ヲ中止シ直ニ之ニ應答シ救助上必要ナル事項ヲ救助上最モ便宜ノ位置ニアル他ノ無線電信ニ通報スルモノトス而シテ若シ其ノ遭難通信ニ特ニ通報先又ハ通報事項ノ指示アリタル場合ハ之ニ從フヘキモノトス  
又該符號ノ一連續ノ終ニ對テ無線電信ノ指定アルトキハ其ノ應答ナキトキニ限リ應答措置ヲ爲スヘキモノトス

(ロ) 私設停信符號  
電信官署ヨリ無線電信ニ依リ該符號ヲ發信シタルトキハ更ニ私設復信符號  
———ヲ發信スル迄其ノ通達距離内ニ於ル總テノ私設無線電信ニ依リ通信ヲ停止スヘキモノトス

(ハ) 無線通信監視符號  
無線通信監視局ニ於テ私設無線電信ノ通信ニ關シ相當指示ノ必要アルトキハ自局呼出符號ニ該符號ヲ冠シ一般通信ト區別スルモノナリ

一、無線電報ノ傳送上船舶局カ同一又ハ殆ト一ノ距離ニ在ル數箇ノ海岸局中ヨリ選擇

一四四

一四五

ヲ爲シ得ル場合ニ於テハ其ノ無線電報ノ著信國又ハ通常中繼國ノ領域ニ設置セラレタル海岸局ヲ選定スルモノトス  
二、傳送スヘキ無線電報カ四十ヲ超過スル語辭ヲ包有スルトキハ送信局ハ約二十語ノ各連續ノ終ニ———ナル符號ヲ送リテ傳送ヲ中止シ且明確ニ受信シタル最後ノ語辭ノ反覆次ニ前記ノ符號ヲ又ハ受信明確ナルトキハ———ナル符號ヲ對手局ヨリ受ケタル後ニ非サレハ傳送ヲ再始セサルモノトス  
長文無線電報ノ傳送ニ從事スル海岸局ハ每十五分時ノ終ニ傳送ヲ中止シ且傳送ヲ繼續スル前三分時沈黙スルコトヲ要ス

英文和譯

- 一、メール (郵便) ハ何時横濱ニ着キマスカ
- 二、手紙ハ二時十五分前マデ配達セラレベシ
- 三、電報ハ此ノ局ニ於テ三時間遅延セラレ
- 四、ホノルル以遠ノ無線電報料ハ電報ヲ公衆ヨリ受付タル時ニ徴收スルコトヲ要ス

和文英譯

- 1. Signals from Honolulu come in very distinctly.
- 2. I had much difficulty in communicating that I was able to receive only ten messages.
- 3. I sent at the rate of 80 letters per minute.
- 4. The weather has not been fine these few days.

一四六

一四七

一四八

一四九

IHO

IHI

IHII

IHI

第十一回

無線電信法規

内國ノ部

一六〇

一、當該海岸局ヨリノ自己ノ概略方位、距離及進行方向

一六一

二、第二級私設無線電信通信従事者ハ無線電信法第二條各號ノ私設無線電信ノ通信ニ

従事スルコトヲ得但シ同條第三號ノ託送用無線電信キ在リテハ和文通信ノヨリ爲ス

モノニ對シテハ通信主任ト爲リ得リモ歐文通信ヲモ爲スモノキ對シテハ通信補助ヲ

爲シ得ルニ過キササルモノトス今其ノ從事シ得ル範圍ヲ細別スレハ左ノ如シ

(イ) 航行ノ安全ニ備フル目的ヲ以テ船舶ニ施設シタル私設無線電信ノ通信主任

(ロ) 同一人ノ特定事業ニ用ウル船舶相互間ニ於テ其ノ事業ノ用ニ供スル目的ヲ以

テ船舶ニ施設シタル私設無線電信ノ通信主任

(ハ) 電報送受ノ爲電信官署トノ間ニ施設者ノ專用キ供スル目的ヲ以テ陸地又ハ船

船ニ施設シタル私設無線電信ニシテ和文電報ノミヲ送受スルモノノ通信主任、其

ノ和文電報並歐文電報ヲ送受スルモノノ通信補助

(ニ) 陸地相互間又ハ陸地船舶間キ於テ同一人ノ特定事業ニ用ウル目的ヲ以テ陸地

又ハ船舶ニ施設シタル私設無線電信ノ通信主任

(ホ) 無線電信又ハ無線電話ニ關スル實驗ニ專用スル目的ヲ以テ施設シタル私設無

線電信ノ通信主任

(ロ) 前各項ノ外特ニ遞信大臣ノ許可ヲ受ケ施設シタル私設無線電信ノ通信主任

(イ) 船舶危急

(ロ) 探 呼

(ハ) 無線通信監視

一、第二種船舶局ハ執務時間中ハ無休ノ聽守ヲ爲シ其ノ時間外ハ毎時最初ノ十分時聽

守スヘキモノトス

二、(イ) 呼出ニ使用スヘキ電波長ハ被呼局ノ通常電波長ヲ以テスヘキヲ原則トス通

常電波長ハ船舶局ハ六百「メートル」、海岸局ハ六百「メートル」又ハ三百「メー

トル」ナリ

業務規則第三十五條第二項ニ依リ千八百「メートル」ヲ以テ通信スル場合ハ同電波

長ヲ以テ呼出スヘキモノトス又小噸數ノ船舶ニシテ單ニ三百「メートル」ノ電波長

ノミヲ使用スルコトヲ許サレタルモノニアリテハ呼出ノ爲ニ六百「メートル」ヲ使

一六五

用セサルコトヲ得

(ロ) 呼出ハ「……」ナル符號、三回傳送スル被呼局ノ符號及「De」ナル語辭ノ

次ニ三回傳送スル送信局ノ符號ヨリ成ルモノトス

自局ノ通信圈内ニ在ル船舶ノ名ヲ知ラサルモ之ト通信ヲ開始セムト欲スルトキハ

「……」ナル呼出符號ヲ被呼局ノ符號ニ代ヘテ呼出ヲ爲スコトヲ得

一六五

各局ハ呼出ヲ爲ス前其ノ受信機ヲ最高感度ニ調整シ且自局通信圈内ニ於テ他ノ通

信ノ傳送中ニ非サルコトヲ確ムルコトヲ要ス反對ノ場合ニ於テハ其ノ呼出力傳送

中ノ通信ヲ妨害スル虞ナキコトヲ認ムルニ非サレハ最初ノ中止ヲ待ツモノトス呼

出力無線電信ノ傳送ヲ妨ケタルトキハ公衆通信ヲ取扱フ海岸局ノ要求ニ應シ直ニ

一六五

之ヲ中止スルモノトス

(ハ) 二分時ノ間隔ヲ以テ三回傳送スル呼出ニ對シ被呼局カ應答セサルトキハ呼出

ハ十五分時ノ間隔ノ後ニアラサレハ再ヒ之ヲ爲スコトヲ得ス此ノ場合ニ於テ呼出

ヲ爲ス局ハ先ツ無線電信ノ傳送中ニアラサルコトヲ確ムルモノトス

一六五

一、若シ彼ガ天洋丸デ來タラ直グニ私ニ打電シテ下サイ

英文和譯

第五編 第二級 檢定試験問題解答

D三一

一六六 二、彼ハ家カラ何ノ知ラセモ受ケナカッタ、父ハ此ノ二ヶ月ハ留守デアッタカモ知レナイ

和文英譯

一六七 1. Despite the inclement weather the steamer Fushimi Maru left Yokohama for America on the 10th inst.  
一六八 2. I hear the Fushimi Maru has a wireless station on board. The equipment must be very useful passengers.

第十二回

無線電信法規

内國ノ部

一七四 一、私設無線電信ノ通信ニ當リ電力又ハ使用電波長ノ制限ヲ超過スルコトヲ得ルハ左ノ場合ニ限ル  
(イ) 船舶遭難通信ノ場合  
(ロ) 航行上ノ危険警戒ニ必要ナル通信ノ場合  
一七五 二、ハ無線通信監視符號ニシテ無線電信監視局ニ於テ私設無線電信ノ通信ニ關シ相當指示ノ必要アルトキハ自局呼出符號ニ之ヲ冠シ一般通信ト區別スルモノナリ  
ハ私設停信符號  
ハ私設復信符號ニシテ電信官署ヨリ無線電信ニ依リ私設停信符號ヲ發信シタルトキハ更ニ私設復信符號ヲ發信スル迄其ノ通達距離内ニ於ケル總テノ私設無線電信ハ其ノ通信ヲ停止スルヲ要スルモノナリ  
外國ノ部

一七六

一、受信證ヲ受ケサルトキハ送信局ハ更ニ對手局ヲ呼出ス規定ニ依ル三回ノ呼出ノ後應答ナキトキハ傳送ハ之ヲ繼續セス此ノ場合ニ於テ送信局ハ他ノ無線電信局ノ中繼ニ依リ且場合ニ依リ電信糸ノ線上ヲ利用シ受信證ヲ受クルノ權能ヲ有スルモノトス是等ノ方法ナキトキハ電報ハ傳送ヲ了シタルモノトシテ處理シ原書ノ餘白ニ「受信證未了」ト朱記ス尙發信件名表(船舶局ノ場合)又ハ料金明細表(海岸局ノ場合)中摘要欄内ニモ其旨記載シ置クヲ可トス  
二、(イ) 電報傳送中誤傳送ヲ爲シタルトキハ誤謬符號……ヲ傳送シ誤ラサリシ語辭ヨリ反覆校正ス  
(ロ) 返信料前納十五法  
RPFr. 15  
Tm 3  
至 急

英文和譯

一七八 一、相互間六百ヤードト距ツテキナイ所ニ二ツノ局ガアリマス  
一七九 二、彼ハオーストリアカラ歸國ノ途次十二月十五日ニマニラニ到着スル豫定デア  
一八〇 三、日本カラ獨逸ヘ行ク第壹回船アルブス丸ハ昨日横濱解纜、目下神戸ニ碇泊中デア  
一八一 和文英譯  
一八二 1. Her call letters are A.B.C.  
一八三 2. Please wait until I call.  
3. The land line is interrupted at present.



第十三回 無線電信法規

内國ノ部

一、外國船舶ニ裝置シタル無線電信ハ之ヲ左ノ二種ニ區別スルコトヲ得ヘシ

(イ) 無線電信法第二條ニ依リ遞信大臣ノ許可ヲ受ケ施設シタルモノ

(ロ) 否ラサルモノ

第一遞信大臣ノ許可ヲ受ケ施設シタルモノハ一般私設無線電信ト同様ニ一定ノ制限内ニ於テ使用シ得ヘシ其ノ制限ニ關シテハ後ニ概説スヘシ先ツ

第二遞信大臣ノ許可ヲ受ケ施設シタルモノハ此ノ種類ニ屬スル無線電信ハ原則トシテ帝國領水内ニ於テ使用シ得サルモハナリトス唯船舶遭難通信及航行中電信官署又ハ電話官署トノ通信ヲ使

用スルハ妨クサルナリ而シテ此ノ種電信電話官署トノ通信ニ當リテハ左ノ規定ニ依ル制限ヲ受クヘキモノトス

(イ) 私設無線電信規則第二十二條及第二十三條ノ船舶遭難通信ニ關スル規定

(ロ) 同第二十四條航行警報通信ニ關スル規定

(ハ) 同第二十六條電信官署ヨリ停信又ハ復信ヲ命スル場合ニ關スル規定

(ニ) 船舶遭難通信ヲ認識シタルトキハ直ニ自局ノ通信ヲ中止シ

(三) 航行警報ノ通信ヲ認識シタルトキハ直ニ自局通信ヲ中止シ

(四) 電信官署ヨリ停信符號ノ發信アリタルトキハ復信符號ノ發信アルマテ自局通信ヲ中止スルヲ要スルモノトス

尚ホ外國船舶無線電信ハ戰時時機等ニ際シ遞信大臣ニ於テ公安ノ爲ニ必要ト認キタル場合ニ於テハ其ノ使用ノ制限、停止其ノ他之ニ必要ナル處分ヲ受クルコトヲ得

シ

之等ノ制限ハ外國船舶カ帝國領水内ニ在ル間ニ限リ之ガ適用アルモノニシテ帝國法權ノ及テ範圍外タル公海ニ在ル間ハ勿論之等帝國法令ニ依ル制限ヲ受クヘキ限リニアラサルナリ以上ヲ以テ本邦ニ於テ遞信大臣ノ許可ヲ受ケ施設シタルモノニアラサル外國船舶無線電信ノ使用ニ關スル制限ト爲ス

以下本邦ニ於テ遞信大臣ノ許可ヲ受ケテ外國ノ船舶ニ私設シタル無線電信ノ使用上ノ制限即チ一般船舶私設無線電信ノ使用制限ニ就キ概説スヘシ

一般船舶私設無線電信ハ通信疎通ニ公安維持上政府專掌權保護上等ノ理由ニ基キ其ノ使用上左ノ制限ヲ受クルモノナリ  
私設無線電信ノ使用ハ其ノ施設目的内ノ使用ニ制限セラル抑モ私設無線電信ノ目的ハ無線電信法第二條各號ニ於テ規定セラルル所ニシテ各私設無線電信ハ之等一定ノ目的ノ爲ニ施設ヲ許可セラレタルモノナリ故ニ之カ使用モ其ノ施設ノ目的ノ範圍ヲ超過スルヲ得サルハ當然ナリ然レトモ國家ハ絕對ニ目的外使用ヲ禁スルニ非ズ左ニ列記スル公益上必要ノ通信ニ限り施設目的ノ如何ニ拘ラス之カ使用ヲ妨ケサルコトトセリ

(イ) 船舶遭難通信及航行上危險警戒ニ必要ナル通信

(ロ) 氣象、時刻ノ承合又ハ機器調整上ノ通信

(ハ) 無線電信官署ノ指示ニ從フ通信

(ニ) 軍事通信ノ必要ニ依ル軍用無線電信トノ通信

之ヲ要スル私設無線電信ノ使用ハ施設目的内ノ通信及公益上必要ナル通信トシテ許サレタル目的外通信ノ範圍ニ制限セララルモノナリ  
而シテ使用ノ方法ニ關シテハ更ニ國家カ取締上ノ必要ニ基キ規定セル種々ノ制限

- ニ拘束セラルルモノトス之等規定ノ要領左ノ如シ
  - (イ) 規定又ハ隨書命令セラルルコトアルヘキ電力又ハ使用電波長ノ制限内ニ於テ私設無線電信ヲ使用スルコト但シ船舶遭難通信又ハ航行上ノ危険警戒ニ必要ナル通信ニ當リテハ特ニ之等ノ制限ヲ超過スルコトヲ妨ケス
  - (ロ) 私設無線電信ハ檢定證書ノ交付ヲ受ケタル後ニアラサレハ其ノ使用ヲ開始シ得サルコト
  - (ハ) 私設無線電信ノ使用ハ左記ニ從フヘキコト但シ船舶遭難通信又ハ航行警報通信ニ當リテハ此ノ限リニ非ス
  - (一) 無線電信ニ依ル公衆通信又ハ軍事通信ニ支障ナキトキニ限ルコト
  - (二) 船舶ニ施設シタルモノノ使用ハ航行中ニ限ルコト
  - (三) 實驗ニ専用ノ目的ヲ以テ施設シタルモノノ使用ハ他ノ無線電信ノ通信ニ支障ナキトキニ限ルコト
  - (四) 私設無線電信ノ通信ハ「モールス」符號ニ依リ其ノ方法ハ規定又ハ特ニ指示セラルル方法ニ遵フヘキコト
- 二、本件電報ハ無線電報規則第十條ノ二ニ依リ「ラヨ四」ノ指定ヲ附シ尙東京へ着スル二通ニ對シテハ電報規則第七節ノ規定ニ依リ「ムヨ二」ヲ附シテ同文電報ノ取扱ノ請求ヲ爲スヲ便宜トス無線電報ノ指定タル「ナイ」ノ指定ハ各通ニ對シ之ヲ必要トスルハ勿論トス
- 本件電報ノ料金徴收額ハ船舶局料金、海岸局料金及一般電報料ヲ合セ金二圓九十五錢ナリ

外國ノ部

一、無線電信局名録トハ國際無線電信條約ノ規定ニ依リ總理局ニ於テ作成刊行シタル

- モノナリ局名録ニ關スル條約上ノ規定ヲ擧クレハ左ノ如シ
- (イ) 總理局ハ條約第一條ニ掲ケタル無線電信局ノ局名録並追加及修正ノ定期附録ヲ作成刊行ス
  - (ロ) 條約第一條ニ掲ケタル無線電信局トハ左ノ諸局ヲ謂フ
    - (一) 締約國ニ依リ設置又ハ經營セラレ且陸地ト海上船舶トノ間ノ公衆通信業務ヲ取扱フ總テノ無線電信局(海岸局及船舶局)
    - (二) 締約國カ私企業者ニ設置若ハ經營スルコトヲ許可シタル左ノ局
      - (a) 陸地ト海上船舶トノ間ノ公衆通信業務ヲ取扱フ無線電信海岸局
      - (b) 締約國ノ國旗ヲ掲揚スル船舶上ノ公衆通信業務ヲ取扱ヒ若ハ取扱ハサル無線電信局
  - (ハ) 局名録ニハ各局ニ付左ノ事項ヲ記載スルモノトス
    - 第一 海岸局ニ付テハ名稱、國籍及地方區劃ニ依リ且場所ノ經緯度ニ依リ示ス地理上ノ位置船舶局ニ付テハ船舶ノ名稱及國籍、場合ニ依リ經營者名及其ノ住所
    - 第二 呼出符號
    - 第三 通常通達距離
    - 第四 發射方式ノ特性(樂音式火花、二回振動ノ數ニ依リ示ス音調等)ヲ附記シタル無線電信ノ方式
    - 第五 使用電波長(通常電波長ニハ字下線ヲ施ス)
    - 第六 取扱業務ノ種類
    - 第七 執務時間
    - 第八 場合ニ依リ報時符號及氣象電報傳送ノ時刻及方法
    - 第九 海岸料又ハ船舶料

(ニ) 局名録ニハ又條約第一條ニ掲ケタル局以外ノ無線電信局ニ關スル事項ニシテ此ノ局ノ屬スル主管廳ヨリ總理局ニ通知シタルモノヲ記載ス但シ該主管廳ハ條約ニ加入シタルモノナルカ又ハ之ニ加入セサルモ無線電報ノ正確ナル傳送ニ必要ナル條約及業務規則ノ規定ヲ適用スル旨ヲ宣言シタルモノタルヘシ

二、本問ノ略符號左ノ如シ  
 照 校  
 TMC  
 同文五通  
 D  
 至 急  
 RP. Ft.5  
 返信料前納五法  
 MP  
 本人直渡

三、無線電信局ノ呼出及應答ノ方法左ノ如シ  
 (イ) 呼出ハ「·····」ナル符號、三回傳送スル被呼局ノ符號及「Te」ナル語辭ノ次ニ三回傳送スル送信局ノ符號ヨリ成ルモノトス

(ロ) 被呼局ハ「·····」ナル符號ノ次ニ三回傳送スル對手局ノ符號「Te」ナル語辭、自局ノ符號及「·····」ナル符號ヲ傳送シ應答スルモノトス  
 (ハ) 自局ノ通信圈内ニ在ル船舶ノ名ヲ知ラサルモ之ト通信ヲ開始セムトスル局ハ「·····」ナル探呼符號ヲ使用スルコトヲ得探呼符號ノ傳送及該符號ニ對スル應答ハ前二項ノ方法ニ據ル

(ニ) 二分時ノ間隔ヲ以テ三回傳送スル呼出ニ對シ被呼局カ應答セサルトキハ呼出ハ十五分時ノ間隔ノ後ニ非サレハ再ヒ之ヲ爲スコトヲ得ス局ハ先ツ無線電信ノ傳送中ニ非サルコトノ事實ヲ確ムルモノトス  
 (ホ) 各局ハ呼出又ハ應答ヲ爲ス前其ノ受信機ヲ最高感度ニ調整シ且其ノ通信圈内

ニ於テ他ノ通信ノ傳送中ニ非サルコトヲ確ムルコトヲ要ス反對ノ場合ニ於テハ其ノ呼出又ハ應答カ傳送中ノ通信ヲ妨害スル虞ナキコトヲ認ムルニ非サレハ最初ノ中止ヲ待ツモノトス呼出又ハ應答カ無線電信ノ傳送ヲ妨ケタルトキハ公衆通信ヲ取扱フ海岸局ノ請求ニ應シ直ニ之ヲ中止スルモノトス

英文和譯

- 一、彼ハ會社ノ用事デ日本へ出張ノ途中デアル
  - 二、ココヘツド無線電信局ハ近頃伯林市外約拾貳哩ノ獨逸ノノーエン局ノ通信ヲ感受シハツキリト聽キトレタ
  - 三、アンドラ共和國ノ局ノ料金ハ佛國ノ局ノ料金ト同様デアル
- 和 文 英 譯
1. The high power radio station in Fukushima Prefecture which was named Iwaki Wireless station, opened for general public communication on the 1st May.
  2. The S.S. Katori Maru of N. Y. K. is due in Seattle to-morrow.

第十四回 無線電信法規

内 國 ノ 部

一、私設無線電信ニ於テ船舶遭難通信ヲ受信シタル場合ハ通信ヲ中止シ直ニ之ニ應答シ遭難ノ船舶名稱、位置、狀況其ノ他救助ニ必要ナル事項ヲ救助上最モ便宜ノ位置ニアル他ノ無線電信ニ通報スルモノトス尤モ其ノ遭難通信ニ特ニ通報先又ハ通報事項ノ指示アリタル場合ハ之ニ從フモノトス  
 一連續ノ終ニ對手無線電信ノ指定アルトキハ其ノ船舶緊急符號「·····」ノ一連續ノ終ニ對手無線電信ノ指定アルトキハ其ノ

一九四  
一九五  
一九六  
一九七  
一九八

二〇四

一九二

一九三

1105

1104

應答ナキトキニ限リ前記ノ應答措置ヲ爲スモノトス

二、(イ) 私設無線電信ノ目的内使用ニ際シ通信従事者トシテ遵守スヘキ事項凡ソ左ノ如シ

〇(一) 私設無線電信ノ使用ハ左ノ場合ニ限ルコト但シ船舶遭難通信及航行警報通信ニ關シテハ此ニ限ニ在ラス

(1) 無線電信ニ依ル公衆通信又ハ軍事通信ニ支障ナキトキ

(2) 船舶ニ施設シタルモノハ航行中ノミ

(3) 機器實驗用無線電信ハ他ノ無線電信ノ通信ニ支障ナキトキ

〇(二) 通信ハ「モールス」符號ニ依リ其ノ方法ハ規定又ハ特ニ指示セラルル方法ニ遵フコト

〇(三) 規定又ハ隨時命令セラルルコトアルヘキ電力又ハ使用電波長ノ制限内ニ於テ私設無線電信ヲ使用スルコト但シ船舶遭難通信ノ如キ場合ハ此ノ制限ニ拘ラサルコトヲ得

〇(四) 私設無線電信ハ檢定證書ノ交付ヲ受ケタル後ニアラレハ其ノ使用ヲ開始シ得サルコト

〇(ロ) 私設無線電信施設者ヨリ遞信大臣ヘ狀況報告ヲ要スル事項左ノ如シ

〇(一) 外國領水内ニ於テ特ニ無線電信ノ裝置及使用ヲ制限セラレタルトキ但シ其ノ制限ヲ告示セザレタルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

〇(二) 船舶遭難通信又ハ航行警報通信ヲ爲シタルトキ

〇(三) 無線電信法及之ニ關スル規定ニ違反シタル私設無線電信又ハ外國無線電信アリト認メタルトキ

〇(四) 無線電信ノ効果其ノ他ニ關シテニ參考トナルヘキモノアリト認メタルトキ

1106

1105

1104

1103

1102

1101

外國ノ部

一、無線電信ニ依ル呼出及應答ノ方法左ノ如シ

(イ) 呼出ハ「……」ナル符號、三回傳送スル被呼局ノ符號及「De」ナル語辭ノ次ニ三回傳送スル送信局ノ符號ヨリ成ルモノトス

(ロ) 被呼局ハ「……」ナル符號ノ次ニ三回傳送スル對手局ノ符號、「De」ナル語辭、自局ノ符號及「……」ナル符號ヲ傳送シ應答スルモノトス

(ハ) 自局ノ通信圈内ニ在ル船舶ノ名ヲ知ラサルモ之ト通信ヲ開始セムトスル局ハ「……」ナル探呼符號ヲ使用スルコトヲ得探呼符號ノ傳送及該符號ニ對スル應答ハ前二項ノ方法ニ據ル

(ニ) 二分時ノ間隔ヲ以テ三回傳送スル呼出ニ對シ被呼局カ應答セサルトキハ呼出ハ十五分時ノ間隔ノ後ニ非サレハ再ヒ之ヲ爲スコトヲ得ス此ノ場合ニ於テ呼出ヲ爲ス局ハ先ツ無線電信ノ傳送中ニ非サルコトノ事實ヲ確ムルモノトス

(ホ) 各局ハ呼出又ハ應答ヲ爲ス前其ノ受信機ヲ最高感度ニ調整シ且其ノ通信圈内ニ於テ他ノ通信ノ傳送中ニ非サルコトヲ確ムルコトヲ要ス反對ノ場合ニ於テハ其ノ呼出又ハ應答カ傳送中ノ通信ヲ妨害スル虞ナキコトヲ認ムルニ非サレハ最初ノ中止ヲ待ツモノトス呼出又ハ應答カ無線電信ノ傳送ヲケ妨タルトキハ公衆通信ヲ取扱フ海岸局ノ請求ニ應シ直ニ之ヲ中止スルモノトス

二、(イ) 公定地圖トハ總理局ニ於テ定期ニ作成、刊行及訂正スルモノニシテ海岸局其ノ通常到達距離、重ナル航路及諸寄港地間ノ航海ニ對スル船舶ノ通常所要時間ヲ記載スルモノナリ

(ロ) 船舶局名ノ次ニ該局ノ呼出符號ヲ伴ハシメテ區別ス

(ハ) 海岸局ハ六百「メートル」及三百「メートル」ノ二電波長ヲ裝置シ其ノ一電波長

ヲ該局ノ通常電波長ト指定スヘキモノナリ執務時間中海岸局ハ其ノ通常電波長ヲ以テスル呼出ヲ受ケ得ルコトヲ要ス

船舶局ハ六百「メートル」及三百「メートル」ノ電波長ヲ裝置スルヲ原則トシ六百「メートル」ヲ以テ通常電波長ト爲ス執務時間中各船舶局ハ其ノ通常電波長ヲ以テスル呼出ヲ受ケ得ルコトヲ要ス、六百「メートル」ノ送信電波長ヲ使用スルコトト物質上不可能ナル小噸數ノ船舶ニ在リテハ單ニ三百「メートル」電波長ノミヲ使用スルコトヲ得尤モ該船舶ハ六百「メートル」ノ電波長ヲ以テ受信スルコトヲ得ルコト必要ナリ、海岸局及船舶局トモ條約ニ規定スル通常電波長以外ノ電波長ヲ以テ通信シタルトキハ該交信ノ終了後直ニ其ノ通常電波長ニ復スルモノトス

和文英譯

二〇八 一、千九百十八年七月三十一日米國政府ハ米國ニ在ル或ル大電力局以外ノ全部ノ陸上無線電信局ヲ引キ取ツタ

二〇九 二、昨年十二月二十五日以降外國電報ニハ發信人ノ署名ガ必要トナツタ

和文英譯

二一〇 1. The S.S. Tenyo Maru of Toyo Kisen Kaisha is expected to arrive at Yokohama to-morrow morning at 8 o'clock.

二一一 2. A telegram is transmitted by order of its acceptance.

第十五回

無線法電信規

内國ノ部

一、私設無線電信ヲ其ノ目的以外ニ使用シ得ヘキ場合左ノ如シ

二一八

(イ) 船舶遭難通信又ハ船舶航行ノ危險警戒ニ必要ナル通信ニ關シ他ノ無線電信トノ間ニ交信ヲ必要トスルトキ

(ロ) 氣象及時到ノ承合又ハ機器調整ノ爲他ノ無線電信トノ間ニ交信ヲ必要トスルトキ

(ハ) 無線電信機ヲ裝置スル電信官署ノ指示ニ從ヒ之ト交信ヲ必要トスルトキ

(ニ) 軍事通信ノ必要ニ依リ軍用無線電信トノ間ニ交信ヲ必要トスルトキ

二、私設無線電信ノ裝置工事落成ヨリ使用ニ至ル迄ノ間ニ於テ其ノ施設者ハ私設無線電信規則ニ依リ左ノ手續ヲ爲スコトヲ要ス

(イ) 裝置工事落成シタルトキハ速ニ其ノ旨遞信大臣ヘ届出ツコト

(ロ) 遞信大臣ノ派遣スル検査吏員ノ機器及裝置ノ検査ニ應シ檢定合格ノ上ハ檢定證書ノ交付ヲ受クルコト但シ此ノ検査ヲ省略シテ直ニ檢定證ヲ交付セララルコトアリ

(ハ) 私設無線電信通信従事者資格檢定規則ニ依リ相當資格ヲ有スル通信従事者

(外) 外國ニ航海中相當資格者ヲ得ル能ハサル場合ハ遞信大臣ノ認可ヲ得テ内地ノ目的港ニ到着スル迄ノ間ニ限リ國際無線電信條約ニ依リ外國主管廳ニ於テ交付シタル甲種又ハ乙種免狀ヲ所持スル者ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得)ヲ選任シ所定ノ書式ニ從ヒ之ヲ遞信大臣ヘ届出ツルコト

(ニ) 使用ヲ開始シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ遞信大臣ヘ届出ツルコト但シ託送用私設無線電信ノ場合ニ在リテハ使用開始前七日迄ニ届出ツヘキコト

前記(イ)及(ロ)ノ届ハ急速ヲ要スル場合ハ電報ヲ以テスルコトヲ得ルモ原則トシテハ書類ヲ所轄遞信局經由(選任届ハ正副二通ヲ調整シ一通ハ遞信局、一通ハ遞信大臣ヘ)差出スヘキモノトス

第五編 第二級 檢定試験問題解答

D 四三

二一九

外國ノ部

- 一、(イ) 誤謬點 ..... フ送リテ正當語辭ヨリ送信ス
- (a) 99 = 1/4ト送信スハ二重線ニシテ符號 ..... ナリ
- (b) (1)(00) ハ自己ノ通信圈ニ在ル無線電信ヲ知ラムトスルトキニ對手局呼出符號ノ代リニ此ノ探呼符號ヲ用ヒテ呼出ヲ試ムルモノトス

使用例

--- OQ OQ OQ OQ de ABC (自局ノ呼出符號)

- (11) (AB) ハ對手局ニ對シ待ツヘキ旨ヲ通知スル場合ニ使用スル略號ナリ

使用例(例ヘハ十分間待ツヘキ旨ヲ通知スルトキ)

BOD BOD BOD (對手局呼出符號) de ABC (自局呼出符號) AB 10 mins.

- (11) (VA) ハ二局間ノ通信終了シタルトキ二局ノ双方ヨリ此ノ符號ノ次ニ其ノ局

ノ呼出符號ヲ送リテ通信ノ終了シタルコトヲ示スモノトス

使用例

--- (ABC) (一方ノ局ノ呼出符號)

--- (BCD) (他方ノ局ノ呼出符號)

二二〇

- 一、無線電報ノ傳送上船舶局カ同一又ハ殆ト同一ノ距離ニ在ル數箇ノ海岸局中ヨリ選擇ヲ爲シ得ル場合ニ於テハ其ノ無線電報ノ著信國又ハ通常中繼國ノ領域ニ設置セラレタル海岸局ヲ選定スルモノトス

英文和譯

- 一、コロンバスハ此ノ新陸地ヘノ航海ヲ四度モ爲シタガ自ラ新世界ヲ眞ニ發見シタイト云フ事實ヲ知ラズニ死ンダ

- 二、原町大無線電信送信局ノ公衆通信開始ト共ニ日米無線通信ハ合衆國ノ全土ニ擴張

二二一

セラレタル旨公表セラレタ

和文英譯

- 1. The coast charge of the Canadian coast stations in 24 sen per word.
- 2. He graduated from the Wireless School in this city last November.

二二二

二二三

大正十年十一月八日第一版發行

無線電信技士試驗問題解答集附

定價金壹圓八拾錢

送料一郡金四錢

編輯兼發行者 加 島 倫  
東京府豐多摩郡中野町字中野千九百六十六番地

印刷者 高 橋 利 惣 次  
東京市小石川區指ヶ谷町十二番地

印刷所 高 橋 印 刷 所  
東京市小石川區指ヶ谷町十二番地



發行所

東京市芝區櫻田備前町五番地

無線電報通信社

電話銀座二九三六番  
振替東京一九〇〇八番

395  
209

近

刊

# 無線技士試験問題技術解答集

第二輯  
技術ノ部

逓信省施行私設無線電信通信従事者資格檢定試験の第一回より最近第十五回に至る技術に關する問題を網羅せるものにして精密なる接續圖竝に細なる説明より成れる解答を附す

定價 貳圓 送料 四錢

十一月末出來

東洋唯一の無線雜誌

## 月刊 無線タイムス

定價 一年前部 金貳拾五錢  
二回八拾錢  
(毎月一回五日發行)

◇本誌は學術之趣味と評論と報導とを兼備す  
◇本誌は無線に關する記事は内外を問はず之を悉く網羅す

大正十年度

日本無線電信年鑑

定價金拾貳圓 送料拾貳錢

コンベンション

定價金五拾錢 送料貳錢

コンネクション

定價金四拾五錢 送料貳錢



395  
209

終

終